

みや わか

市議会だより



12月定例会・11月臨時会

12月定例会会議結果及び賛否の分かれた議案……	2～3
11月臨時会会議結果及び賛否の分かれた議案……	3
12月定例会各常任委員会報告……	4～8
11月臨時会常任委員会報告……	8
市長報告……	9
一般質問……	10～14
編集後記……	14

審議結果報告

12月定例会

議案番号	議案名	議決内容
議案第39号	民事調停の申立てについて	全員賛成 可決
議案第40号	財産の処分について(宮田ショッピングセンター跡地)	全員賛成 可決
議案第41号	宮若市社会福祉センターに係る指定管理者の指定について	全員賛成 可決
議案第42号	宮若市生活センターに係る指定管理者の指定について	全員賛成 可決
議案第43号	宮若市農産加工センター夢工房に係る指定管理者の指定について	全員賛成 可決
議案第44号	ドリームホープ若宮に係る指定管理者の指定について	全員賛成 可決
議案第45号	宮若市共同育苗施設に係る指定管理者の指定について	全員賛成 可決
議案第46号	宮若市いこいの里千石に係る指定管理者の指定について	全員賛成 可決
議案第47号	宮若市いじめ防止等対策推進条例の制定について	全員賛成 可決
議案第48号	宮若市保育の必要性の認定に関する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第49号	宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	賛成多数 可決
議案第50号	宮若市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	賛成多数 可決
議案第51号	宮若市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	賛成多数 可決
議案第52号	宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第53号	宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	賛成多数 可決
議案第54号	宮若市立幼稚園授業料条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第55号	宮若市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第56号	宮若市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第57号	宮若市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第58号	宮若都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第59号	宮若市宮住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第60号	平成26年度宮若市一般会計補正予算(第1号)について	賛成多数 可決
議案第61号	平成26年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	全員賛成 可決
議案第62号	平成26年度宮若市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	全員賛成 可決
議案第63号	平成26年度宮若市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	全員賛成 可決
議案第64号	平成26年度宮若市水道事業会計補正予算(第1号)について	全員賛成 可決

11 月 臨 時 会

議案番号	議 案 名	議決内容
議案第37号	工事請負契約の締結について (宮若市立小中一貫教育校新築建築・機械設備工事)	全員賛成 可決
議案第38号	工事請負契約の締結について (宮若市立小中一貫教育校新築電気設備工事)	全員賛成 可決
議員提出議案 第9号	公営住宅用地取得に関する調査特別委員会の調査経費追加に関する決議	賛成多数 可決

12月定例会

平成26年度宮若市一般会計補正予算 (第1号)

歳入歳出それぞれ4億4,136万9千円を追加して、予算総額を17億8,091万5千円とするものです。

歳入の主なものは、がんばる地域交付金など4,448万7千円、荒廃森林再生事業費交付金など3,110万4千円、土地売却収入を2,000万円、前年度決算の確定により繰越金を4億2,105万5千円を追加し、普通交付税の額の確定により3,450万2千円、臨時財政対策債を4,308万円減額しています。

歳出の主なものは、収支調整のため財政調整基金積立金2億3,119万8千円、障害者介護給付費・訓練等給付費など1,975万8千円、県補助金の配分額の増額に伴い、荒廃森林再生事業委託料など1,369万9千円、7月から8月にかけての豪雨災害による復旧費として、1,860万円、人件費として、5,705万7千円を追加しています。

賛成多数で可決

補正前の予算額	173億7,954万6千円
補正額	4億4,136万9千円
補正後の予算額	178億2,091万5千円

◆ 賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
氏名	川口 誠	寶部 勝	藤嶋 厚	遠藤 嘉昭	中島 健三	間地 陸人	神谷 喜久雄	安永 友則	茅野 勝	吉野 英史	中尾 八ギ子	萩本 広房	安河 英幸	染矢 正次	吉崎 順一	谷口 重隆	弓削田 敬
議案名等																	
11月臨時会																	
議員提出議案第9号	○	○	×	○	○	×	欠席	×	○	×	○	○	○	○	×	○	×
12月定例会																	
議案第49号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第50号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第51号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第53号	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第60号	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○

12月定例会

委員会報告



委員長 茅野 勝

宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、宮若市職員の一般職の給与に関する条例について一部改正するものです。

主な質疑として、「若年層の引上げということだが、何歳以上になると影響がないのか。」との質問に対し、「概ね55歳以上は基本的に影響がなく、1級から2級の若年層で平均2,000円の増額である。また、全体平均で999円のアップである。」との回答がありました。また、「現状の通勤手当は、総額いくら支払っているのか。」との質問に対し、「1,504万円程度である。平均では、1人当たり年間5万

3千円弱で、月4,400円程度である。最も多いのは現状で4,100円の通勤手当の職員である。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

これは、国民健康保険特別会計の安定的な運営を行うため、宮若市国民健康保険税条例について一部改正するもので、宮若市国民健康保険運営協議会へ諮問を行い、その答申内容に基づき条例を改正するものです。

主な質疑として、「法定外を入れずにすべての赤字を解消しようとする」と、何%上げればいいのか。」との質問に対し、「何年間で解消するのかにもよるが、3年間でやると仮定して4割くらいになる。」との回答がありました。また、「60市町村中48市町村が

法定外を入れているが、これに対してどう考えるのか。」との質問に対し、「安定運営のためにいろいろな手段がある。48市町村がやっているからといって、本市もやるとは考えていない。一般会計から繰出しをすることを前提にはやれない。3億円の赤字をいくらかでも縮めていくことが、今後3年間の課題であると考えている。」との回答がありました。

賛成少数で否決

宮若市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、子育て世帯への負担軽減策として、通院に係る医療費の助成を小学校3年生まで、入院に係る医療費の助成を中学校卒業までに拡大するため、宮若市乳幼児医療費の支給に関する条例について一部改正するものです。

主な質疑として、「上限のとらえ方が難しいのではないか。」との質問に対し、「県の乳幼児医療の表示に合わせている。」との回答があり、「市民に周知するときは、表現を考えてもらい

たい。」との意見が出されました。

全員賛成で可決

宮若市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、児童福祉法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮若市重度障害者医療費の支給に関する条例について一部改正するものです。

主な質疑として、「対象者は何人か。」

また、所得制限はあるのか。」との質問に対し、「対象者は、本年10月末時点で817人である。市の制度では、所得制限は設けていない。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

これは、産科医療補償制度における掛金の額の見直し等に伴い、宮若市国民健康保険条例について一部改正するものです。

主な質疑として、「双子の場合など

はどうなるのか。」との質問に対し、「1人につきこの金額であるので、2人分の支給になる。」との回答がありました。

全員賛成で可決

教育民生委員会

委員長 弓削田 敬

宮若市社会福祉センターに係る指定管理者の指定について及び宮若市生活センターに係る指定管理者の指定について

これは、宮若市社会福祉センターを宮若市社会福祉協議会、宮若市生活センターを宮若市身体障害者福祉協会へ引き続き指定管理者に指定するものです。

主な質疑として、「指定管理者の指定手続きについて、遡って公募をしたことがあるのか。また、これまでに公募しなかったことについて市民からの問い合わせはなかったのか。」との質問に対し、「遡った公募の実施はなく、公募をしなかったことについて苦情もなかった。」との回答がありました。

その他に、利用者数や団体の収支状

況に関する質疑がありました。

全員賛成で可決

宮若市いじめ防止等対策推進条例の制定について

これは、いじめ防止対策推進法が公布されたことに伴い、いじめ防止等のための対策の推進に関し、必要な事項を定めるための条例を制定するものです。

主な質疑として、「市内の不登校の子どもの中に、不登校の理由としていじめが原因である子どもはいるのか。」との質問に対し、「現在の不登校の理由の中に、いじめが原因という事案はない。」との回答があり、「今後、教育委員会としては、いじめを起こさないためにどうしたら良いと考えているのか。」との質問に対し、「いじめを未然に防止するためには、日頃の学級運営の中で継続的な働きかけが必要であり、道徳の授業等を使いながら、いじめ問題に対して共通認識を持つなどの教育をしていくことが大事だと考えている。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市保育の必要性の認定に関する条例の制定について

これは、子ども・子育て支援法が公布されたことに伴い、保育の必要性の認定に関する基準を定めるための条例を制定するものです。

主な質疑として、「保育の必要性の認定で、国の基準では1月当たりの就業時間を48時間から64時間の中で定めることになっているが、宮若市が48時間間で設定している理由はなにか。」との質問に対し、「48時間で設定すれば、それだけ保育所に預けやすい環境づくりとなり、現在の申込者の就労の状況を確認した結果、全員48時間以上の就労で申込みしているため、48時間で問題ないという結論となった。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

これは、子ども・子育て支援法が公布されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定めるための条例を制定するものです。

主な質疑として、「特定地域型保育の事業所に該当する施設は、現在、市内にあるのか。」との質問に対し、「事業所内保育については市内に2カ所あるが、自社の従業員の子どものみの保育であるため、今のところ該当する事業所はない。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

これは、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

主な質疑として、「居室訪問型保育事業については、国の資格や基準があるのか。」との質問に対し、「居室訪問型保育事業の職員の資格については、保育士または保育士と同等以上の知識

及び経験を有すると市長が認める者
ということになっている。」との回答
があり、「現在市内で、保育士または
保育士と同等以上の知識及び経験を
もってベビーシッターをしている人が
何人いるか把握しているのか。」との
質問に対し、「生業として他人の子ど
もを預かっている人に関しては把握し
ていないが、現状ではないと認識し
ている。しかしながら、今後生業とし
ている人が出てきた時のための備えと
して、規程の準備は必要である。」と
の回答がありました。

その他に、「待機児童を解消させる
のには良いことだと思うが、誰もが参
画しやすいゆえに子ども達への虐待等
に繋がるおそろしい部分があるので、
国の基準どおりだけではなく、市独自
の基準を制定する必要もあるのではな
いか。」との意見がありました。

全員賛成で可決

宮若市放課後児童健全育成事業 の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について

これは、子ども・子育て支援法及び
就学前の子どもに関する教育、保育等

の総合的な提供の推進に関する法律の
一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整備等に関する法律による児童
福祉法の一部改正に伴い、放課後児童
健全育成事業の整備及び運営に関する
基準を定めるため、条例を制定するも
のです。

主な質疑として、「設備基準につい
て、専用区画が児童一人当たり概ね1
・65㎡以上とあるが、笠松小学校
の学童保育所ではクリアできているの
か。」との質問に対し、「現在の施設面
積を定員数で割ると、面的にはクリ
アしているが、居住空間的にはギリギ
リのスペースと感じている。現在、学
童保育に関する考え方を整理し、サブ
教室的なスペースの確保に向けて教育
委員会と協議を行っており、順次予算
を確保しながら、できるところから事
業の整備に着手していきたい。」との
回答がありました。また、「現在学童
保育所に通っている3年生の児童の保
護者に、新しく制度が変わることを周
知しているのか。」との質問に対し、「現
状では、施設の確保や指導員の関係を
考えるとクリアしないといけない問題
があり、来年4月から6年生まで全部
を受け入れるということはまだ言える

状況ではない。できるだけ早く課題を
整理し、地区ごとに準備ができたところ
から対応していきたいと考えている。」
との回答がありました。

その他に、「子育て支援がしやすくな
った分だけ基準も甘くなって、結局
何かあった時の市の責任が大きくなっ
たと感じた。子ども達にとって悲しい
事件・事故等が起きないように慎重に
事を進めてもらいたい。」と意見があ
りました。

全員賛成で可決

宮若市立幼稚園授業料条例の一部 を改正する条例の制定について

これは、多子世帯に対する幼稚園授
業料の減免を実施するため、宮若市立
幼稚園授業料条例の一部を改正するも
ので、国の就園奨励費補助制度の改正
により、減限度額の改正や、新たに
減免対象者の拡大がなされています。

主な質疑として、「この改正により
増加した事業費については、国庫補助
以外は全部単費負担なのか。」との質
問に対し、「国庫補助以外の部分につ
いては、市の単費となる。」との回答
があり、「これが、6月議会において
全会一致で提出した、医療費支給制度

の義務教育課程終了までの拡充を求め
る意見書に対する答弁で言っていた、
他のところで市の予算を子ども達のため
に使っている、という理由になるの
か。」との質問に対し、「幼稚園の就園
奨励費については、幼稚園と保育所の
差をなくそうという国の方針からきて
いる。保育所が現在、第2子と第3子
が減免されているので幼稚園も足並み
を揃える形でさせてもらいたい。」と
の回答がありました。

全員賛成で可決



委員長 谷口 重隆

民事調停の申立てについて

これは、家賃等支払いの意思がない
滞納者13名に対し、民事調停を申立て
るものです。

主な質疑として、「保証人への支
払い請求についてはどうしているの
か。」との質問に対し、「民事調停の対
象者になった滞納者の保証人には請求
を行う旨の通知を出しているが、県や
他の市町村と同様に請求までは行って
いない。まずは、亡くなっている方等、

保証人の整理を行う必要もある。」との回答があり、この整理を今後の課題として改善するよう要望しています。

全員賛成で可決

財産の処分について

これは、(株)フードウェイに宮田シヨッピングセンター跡地を売却するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査に先立ち、他市で営業している店舗を視察しています。営業している店舗は、陳列されている品物の品質もよく種類も豊富であり、スペースが広く取られ、買い物しやすい店内でした。

主な質疑として、「(株)フードウェイの今後を含めた経営状況はどうか。」との質問に対し、「関東の新横浜地下街や佐賀県多久市に進出するなど業績をあげてきており、来年度は福岡市にも2店舗計画している。また、協議の段階であるが、地元の雇用も60人程度生み出した」との想いもあり、アンテナシヨップとして地元産の特産品コーナー設置も考えている。」との回答がありました。

また、「解体費用については、飛散性のアスベストがなければ安くならないのか、解体費が高いのではないか。」との質問に対し、「飛散性のアスベストがあれば、熊本の最終処分場に運ぶまでに相当の手間や経費を要するなど、試算した結果、解体費が1億円程度になる。本設計に先だつて専門機関の調査を依頼した結果、当該施設は非飛散性であったことからこの積算結果となった。さらに、解体費積算については、仮に商業施設の出店等がない場合は、跡地の活用を図る上で、市が独自に解体しなければならぬということとを前提に、規程に基づいた単価歩掛で積算しており、当然、通常の工事発注形態をとることになる。民間ベースで考えると諸条件が異なることから、本設計と価格差が出てくることは承知している。」との回答がありました。

この他に、指定用途に供すべき時期は、3年以内を原則とするものの一日も早くスーパーマーケットとしての事業開始に向けて最大限の努力に傾注すること、指定用途に供すべき期間は、原則10年以内と定めているが可能な限り商業施設としての存続に努めると、新店舗には、地元の農家がもちこ

めるような形態と、この会社が展開している他店舗にも地元の特産物を含めた農作物を並べることができるよう相手方と協議することを強く要望しています。

全員賛成で可決

宮若市農産加工センター夢工房に係る指定管理者の指定について及びドリムホープ若宮に係る指定管理者の指定について

これは、宮若市農産加工センター夢工房及びドリムホープ若宮の指定管理者の指定期間が平成26年度末で満了することに伴い、議会の議決を求めるものです。

宮若市農産加工センター夢工房は、高齢化により現在の指定管理者で行うことが困難となり、ドリムホープ若宮もあわせて農事組合ドリムホープ若宮に指定管理を行わせるものであり、現地視察の際に、現在の商品や新商品開発等の取組みを聞いています。また、「農業観光振興センターにリニューアルにむけて、様々な課題を整理するように。」との意見に対し、「整理対応していきたい。」との回答があ

りました。

全員賛成で可決

宮若市共同育苗施設に係る指定管理者の指定について

これは、宮若市共同育苗施設の指定管理者の指定期間が平成26年度末で満了ことに伴い、議会の議決を求めるものです。

「農家の経営安定化のために苗代を考慮してほしい。」との意見に対し、「近隣の直方、宗像、嘉穂に比べて安価な価格になっている。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市いこいの里千石に係る指定管理者の指定について

これは、宮若市いこいの里千石の指定管理者の指定期間が平成26年度末で満了することに伴い、議会の議決を求めるものです。

前回との変更点は、指定管理施設が6か所からキャンプ場を有した3か所で、公募によらず、他の3施設は、業務委託で行うことになり、選定については来年度になるとのことでした。主な質疑として、「キャンプ場の管

理状況における市の巡回状況、特にトイレ等の清掃の指導はどうなっているのか。」との質問に対し、「巡回は、開設時は週1回、その他は月2回行っており、トイレについても指導を的確に行うこととしている。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、若宮地区の供用開始に伴い、若宮地区の事業は、都市計画法に基づく事業とは異なり、分担金の徴収が、地方自治法によるものであるため、二つの法律の文言を明記するものです。

全員賛成で可決

宮若市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

これは、老朽化した市営住宅の用途廃止による管理戸数の変更に伴うものです。

主な質疑として、「長寿寿命化計画の状況はどうなっているのか。」との質問に対し、「老朽化した住宅について

は、計画の中で安全確保のため年次的に計画修繕を行っており、建て替えているのは、整備方針の策定に取組み、管

理戸数1,000戸程度を目標として考えている。」との回答がありました。

全員賛成で可決

11月臨時会

委員会報告

教育民生委員会

委員長 弓削田 敬

工事請負契約の締結について

2日間の審査日程では審査し尽くされなかったため採決の結果、「継続審査」と決し、11月14日の本会議において、会期延長の動議を提出し可決となり、11月17日より4日間の日程で委員会を開催し、審査をしました。

また、学校教育課及び設計業者、並びに入札行為の所管課である管財課も同席のもと、審査をしています。

主な質疑として、「今回のことが成立するのであれば、次回からの入札も1社になった場合には同じことをするのか。」との質問に対し、「今回は特殊

か。」との問いに対して、「機械設備についても検討は行ったが、仕様については宮若東中のものと同等で、華美なものではなく、必要なものを中止する選択しかなかったため、実際に見直しは行っていない。」との回答があり、「今回、見直しを行ったエレベーターについては、確認申請の取り直しは必要なのか。」との質問に対し、「構造的な変更がないということであれば、計画変更は不要で、手続きの内容については軽微な変更で良いという確認を、確認審査機関にとっている。」と回答がありました。

委員からは、「今回の施工監理については、監理者が現場にいないということのないよう、常駐体制を徹底してもらいたい。」という意見もありました。

最後に、「今回は、1回目の不落、2回目のほぼ不落に近い状況下での留意契約で、設計会社の積算が実勢価格と乖離（かいはり）しているなど、問題が多々でてきた中での議案審査であったため、会期を延長してまで審査をしたということ、教育委員会としても

な例と判断している。しかし、このような選考対象とする業者が他にないという場合については、今回のような手法を取らざるを得ないので、同じようなケースが起れば、それは例に習うしかないと思うている。」と回答がありましたので、「宮若市内に本店所在地を置いている指名業者に対しては、今までこういう手法を取らず、今回だけが異例中の異例というのは、納得できない。今後、この様な例が起らないように、実勢価格に合った単価設定のあり方を見直してもらいたい。」との意見がありました。

また、今回参考人招致をした設計会社に対する主な質疑として「2回目の入札に当たり、機械設備について仕様等の見直しが行われていないのはなぜ

十分理解してもらい、素晴らしい小中一貫教育校を建設してもらいたい。」と教育民生委員会の総意を教育委員会へ伝えております。

全員賛成で可決

市長報告

◆市長報告 1

宮若市中心拠点整備基本構想及び宮若市防災拠点施設基本構想の取組について

平成23年3月の東日本大震災の発生を機に、防災・減災の観点から、新たに「防災拠点となる新市庁舎の整備」を追加するなど、新市建設計画の変更を行いました。

庁舎周辺の状況は、庁舎に隣接する宮若警部交番が移転することに伴い、来年度解体される敷地も、有効活用を検討する必要があります。

さらに、本年度、本庁舎の耐震診断業務を発注していますが、耐震基準を大幅に下回る診断結果の概要が報告される見込みとなっています。

これらの経過や状況を踏まえ、庁舎周辺の全体的な計画を検討するために、現在、宮若市中心拠点整備基本構想の策定を進めています。

本構想では、中心拠点に求められる施設等の規模、建設地の立地特性、施設の配置や財源の検討などを行っています。

また、本年度実施設計を行い、次年度以降に整備することとしていました防災行政無線は、防災行政無線の基地局の整備と、防災拠点となる新市庁舎の整備を同時に行うことで経費の節減にもつながることから、新市庁舎の整備と併せて行うこととし、交付税の補てん措置が有利である緊急防災・減債事業債を活用して、災害対策活動の拠点となる防災拠点施設（防災センター）の整備を前倒しで行うことを検討するため、宮若市防災拠点施設基本構想の策定を行います。

本構想では、防災拠点施設が求められる施設等の規模や機能を検討し、物資等の備蓄や防災訓練・教育に活用できる施設等を兼ね備えることなどの検討を行います。

◆市長報告 2

宮若市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

市町村は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県が作成した行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合における基本的な方針を定めた計画を作成することとされています。

本計画の策定は、直方市・鞍手町・小竹町と共同で行うこととし、直方鞍手医師会及び嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の意見を聴取するとともに、福岡県保健衛生課の事前確認を受け、更にパブリックコメントを実施し、策定しました。

今後、新型インフルエンザ等が発生した場合には、本計画に基づき、県と連携を図りながら対策を行ってまいります。

◆市長報告 3

宮若市小中一貫教育基本方針の策定について

本市では、これまで学力向上プロジェクト事業の取組により、学力・

体力の向上や教職員研修会の定着等、一定の成果を得ているところですが、主体的に学習に取組む姿勢や生活習慣が十分に身につけていないこと、不登校出現率が高いこと等、取組むべき課題も残されています。

こうした課題の解決を図るとともに、「生きる力」を育成するため、小学校から中学校までの9年間を通じた小中一貫教育に取組むこととし、その実施に当たり、宮若市小中一貫教育基本方針を策定しました。

本基本方針では、市内の全小中学校で一貫教育を導入することとし、小学校から中学校まで一貫した教育課程を編成するとともに、義務教育の9年間を「4・3・2」の教育区分として指導を行います。

教育内容は、キャリア教育や外国語教育の充実に取組むほか、中学校区ごとに、地域の特性を生かした目標や内容を設定し、実施します。

今後のスケジュールは、平成27年度で試行的に導入し、平成28年度より本格的に実施します。

宮若市の人口減少に伴う諸問題を問う。



中島 健三

問 本市の人口の将来予測をどう考えているのか。

答 市長

宮若市の人口は、平成26年11月30日現在で、2万9,268人となっています。

2010年を基準年とする国立社会保障・人口問題研究所の推計による本市の人口の推移は、2010年の3万79人を基準とし、2020年が2万7,720人、2030年には2万5,252人と推計されています。

また、人口減少に大きく影響します20歳から39歳までの若年女性人口の推移は、2010年の3,198人を基準とし、2020年が2,743人、2030年に

は2,400人と推計されています。

本市は、子育て環境や教育の充実、豊かな自然環境の保全など、総合的な居住環境の整備に取組むとともに、良質な住宅・宅地などの確保に努め、定住促進を推進したいと考えています。

問 公共施設、民間の空家、空地対策をどう考えているのか。

答 市長

空家等対策の推進に関する特別措置法が、第187回の臨時国会において、11月19日に成立しています。

本法律では、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態の空家等を「特定空家等」と定義し、これらで各自自治体の条例制定のきっかけとなった指導、勧告、命令及び行

政代執行の措置に関することも規定されています。

また、空家等に関する情報収集については、立入調査や固定資産税情報の内部利用が可能となり、これまでより所有者等を把握しやすい環境が整いました。

今後、本法律に関する国や県の説明会等が開催されると思われるので、適宜、情報収集に努めるとともに、空家等対策計画の策定など、本法律に基づく施策を進めたいと考えています。

この他、「宮若市の教育問題について問う。」として、「通学路の整備について。」、「教育委員会のあり方について。」と「宮若市の文化、芸術の諸問題について問う。」として「行政の関わりについて。」との質問がありました。

本市の学校教育方針について。



吉崎 順一

問 教育目標について。

答 教育長

本市では学校教育の全体目標を「豊かな心と広い視野を持ち、未来にチャレンジする子どもの育成」とし、多

く、子どもたちが生涯にわたって自ら学び、自らが考え、実践していく力を養うため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につけることができるよう、教育目標の達成を目指し、取組を進めていきます。

問 教育先進のまちづくりについて。

答 教育長

教育目標を達成するために、本市では幼児期から義務教育終了までの12年間において一貫した教育を行い、その中で「生きる力」を育てるキャリア教育の推進を掲げています。

キャリア教育とは、社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力を育てることを通して、社会の中で自

分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育ですが、本市では、特に人間関係を形成する力に重点をおいて、あいさつやきちんとした言葉づかいができ日本語で豊かなコミュニケーションをとる能力、自分の住む地域を愛し様々な人と積極的に関わる力、将来に夢や希望をもち努力できる力を育みたいと考えています。

また、現在、国において、英語教育の充実が検討されていますが、本市では、小学校全学年が英語に触れあう時間をもてるようにするとともに、小学校高学年の英語科としての実施を見越した先行的な取組を進めたいと考えています。

宮若市における、今後の交通インフラ整備について。



萩本 広房

問 現状はどうなっているのか。

答 市長

市内の道路については、主要地方道9路線、一般県道6路線が市内及び近隣との連絡道路としての役割を果たしており、これに幹線市道となります1・2級市道54路線及び、その他の市道1,248路線が連結しています。整備については、地域の実情や自治会からの要望等を勘案いたしまして、道路改良や老朽化した施設等の整備を行っています。

問 行政としての交通インフラ整備の将来像(課題)をどのように捉えているのか。

答 市長

道路は市民の生活を支える最も重要な交通手段であり、また、交流人口の増大や産業振興にも資するものであることを踏まえ、高齢社会への対応を含む総合的な観点から、道路網の整備を推進していくことが重要と考えています。

問 今後の取組みについて、どのような方策を考えているのか。

答 市長

本市における道路のインフラ整備については、宮若市総合計画の後期基本計画に基づき、県等の関係機関とも連携を図りながら、社会資本整備総合交付金や都市再生整備計画事業等の補助制度を活用しまして、整備を進めたいと思っております。

問 県道21号線及び市道の点字誘導ブロックの設置状況は。

答 土木建設課長

県道21号線で誘導ブロックが設置している主な箇所は、本城地区から徳城地区の間、向陽団地の一部、芹田交差点付近、金丸交差点から福丸橋の間、それから脇田温泉の入り口付近などです。

市道で誘導ブロックを設置している主な路線は、上大隈西川線、釜底都地線、下口尾勝線などです。平成18年12月の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が施行されて以降、道路改良等に合わせ、歩道の利用状況が多い箇所について設置をしている状況です。

市民の提案箱の対応について。



神谷 喜久雄

問 提案の対応状況について。

答 市長

市民の提案箱については、市民による市政への参画を目的に、市役所本庁舎や総合支所市内11箇所施設に設置しまして、市政に関する意見や提案などをもらっているところですが、また、市の公式ホームページにおいても、インターネット機能を利用して同様に意見等をもらっているところがあります。

平成25年度に寄せられた意見等の状況ですが、市民の提案箱による意見が13件、イン

た結果したものです。

問 提案結果の公表についてはどうなっているのか。

答 総合政策課長

対応については、総合政策課で内容を精査した上で、所管課にて随時対応していき、匿名のものを除き、2週間をめどに提案をもらった方に回答しています。

問 提案に対する対応状況は。

答 総合政策課長

これまで実現した提案は、若宮総合支所のピックアップレールの設置、また、光インターネットの開設や、あとは、若宮地区のATMの設置の要望など、これは幾度となく要望を寄せてもらい、実現し

市政に反映されるような提案をもらうためには、意見等を公表し、それらを参考に多くの市民の方から提案をもらうことが重要だと考えています。現在、広報紙やホームページなどで、公開、公表するための手法については、庁内の職員による広報委員メンバーのワーキング会議において、提案箱の設置箇所や意見の公表の手法について検討を行っています。今年度中には、個人情報などに配慮しながら定期的な公表の仕方について確立したいと考えています。

宮若西中学校体育館について尋ねる。



谷口 重隆

問 現在の体育館は、大規模な改修がなされたが、新築と比較した場合のメリット、デメリットはどのようなことがあったのか。

答 教育長

宮若西中学校の体育館は、昨年度、約1億400万円をかけて、大規模改造工事を行っています。

宮若西中学校については、昭和45年に建築された校舎は、耐力度が一定の数値に達しなかったため、新築補助が可能となりましたが、昭和55年に建築された体育館は、一定の耐力度があり、新築補助の対象にはなりません。

そのため、体育館については、学校施設環境改善交付金が活用できる大規模改造を行うこととしたものです。

この交付金は、面積の増減を伴う場合は、原則として対象とならず、屋根、外壁、床等の改修工事等に限られていますので、新たに建築した場合のようにはなりません。

しかしながら、今回の工事については、学校施設環境改善交付金と償還額の全額が交付税で措置される補正予算債を活用しており、また、同時期に施工しました体育館の耐震補強には、元金交付金を活用するなど、非常に有利な財源で工事ができています。

問 施設完成後に手直しが生じた場合の補償期間及び金額はどのように定めているのか。

答 市長

工事完了後に不具合を発見した場合の措置としては、工事請負契約書第30条に「かし担保」について定めています。

その中で、発注者は「引渡しの日から1年間若しくは2年間、受注者に対して工事的物的のかしの補修又はその補修に代え、若しくはその補修とともに損害の賠償を請求することが出来る。」として契約条項に明文化しており、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は期間を10年間に延長して請求できることとしています。

この他、「検査員の任務、役割及び責任は。」との質問がありました。

私の9月定例会における一般質問の追跡。



茅野 勝

問 9月定例会の質問内容の回答不足、未回答の部分についての回答を求める。

答 市長

まず、脇田の農地に残土が山積みされている問題については、農業委員会では、農地法関係事務処理要領に基づき、地権者及び事業主に速やかに農地へ戻すよう、指導、勧告を行っているようですが、いまだ改善がなされていませんので、今後も引き続き指導を行ってほしいと考えています。

次に、小原ため池の占使用の問題についてですが、現地調査及びゴルフ場と協議を行いまして、本年10月22日にゴルフ場より占有

の許可申請書が提出され、必要な条件を付して10月27日に占有許可書を交付したところで、

最後に、第二西部埋立地の問題ですが、埋立地の溜水池で隆起していた箇所が埋立ての計画区域に入っているかについてですが、当該箇所は計画区域内となっておりません。

次に、本年度の搬入計画土量については、現在、市で把握している数量は、国土交通省が約9万立米、県が約6万4,000立米、市及び近隣の団体を含めたものが約2万立米、合計で約17万4,000立米の土量が搬入される計画となっております。

市長部局である総合政策課とはどのような行政業務をなされるのか。

問 総合政策課の市の

行政運営について全般に尋ねる。

答 市長

総合政策課の業務ですが、秘書広報係においては主に、市長及び副市長の秘書に関すること、市の交際に関すること、市長会に関すること、広報・広聴に関すること、などを行っています。次に政策推進係においては主に、市政の総合企画及び総合調整に関すること、市政の重要な施策の総合的な企画・推進に関すること、総合計画に関すること、広域行政に関すること、などをしています。最後に財政係においては主に、財政全般の企画及び連絡調整に関すること、予算の編成及び執行に関すること、行政改革に関すること、などを行っています。

自治会活動の向上について。



藤嶋 厚

問 自治会加入者率の向上にむけて、どのような対応をとられているのか。

答 市長

自治会加入促進に関するこれまでの取組は、市の広報に加入促進の記事を掲載するとともに、自治会長会と連携して作成した加入促進チラシについて、他の行政情報と併せた転入者への配布、又は定住奨励金対象者等への配布を行っているところだ。

なお、加入促進チラシを刷新するために、現在、自治会長会において協議を進めており、来年度から新たなチラシを活用した加入促進の啓発を行いたいと考えています。

えています。

問 地縁、地域互助性の拡大にむけて、どのような対応をとられているのか。

答 市長

地域自治活動の維持推進、育成等を図るため、各自治会に対して、地域自治振興助成金を交付し、各自治会においてイベント等の実施など、地域コミュニティ意識の醸成に資する取組が行われていると考えています。また、地域への人的支援として、自治基本条例に基づく職員地域担当制度を実施し、順次、実施プロジェクトの拡大に努めるとともに、広域的な地域コミュニティの活性化を促進したいと考えています。

自治会の加入は、判例により強制ができないこととなっており、限られた範囲での取組

となりますが、今後自治会長会と連携しながら啓発活動に努めたいと考えています。

問 自治会加入率の数値目標は。また、定住促進は、自治会に加入するということの条件をつけるべきではないか。

答 市長

自治会は、地域の自主性をもって設立されるものであり、判例でも、強制はできないという判例があります。そういう意味では、数値目標を掲げるといことは非常に難しいと考えています。

定住促進で、加入を条件にするということについては、気持ちの上では、ぜひ入ってもらいたいですが、条例でそういう項目を設けることは非常に難しいというふうを考えています。

宮若市発足10周年記念行事について。



中尾 ハギ子

問 10周年を記念して様々な行事を考えてあると思うが、何か特別な目玉となるようなことは検討していないのか。

答 市長

平成18年2月11日に宮若市として発足し、来年度には10周年を迎えることとなります。この合併10周年に当たりまして、平成27年度に、市民とともに本市の魅力や再発見・再認識し、郷土への愛着や未来への夢と希望を持てるような記念事業を実施していきたいと考えています。

ます。

主な記念事業としては、若宮八幡宮が所蔵する市指定有形文化財であります「若宮八幡宮三十六歌仙絵」を寄託先である福岡市美術館から本市に一時帰郷させる「若宮八幡宮三十六歌仙絵里帰り展示」を予定しているところです。

その他に、劇団宮若レインボーカンパニーを中心に、今年度新たに募集をしました市民等を対象とした劇団による「合併10周年記念ミュージカル」の公演を、さらには宮若市から生まれた地域住民による団体「第九inみやわか」により、若東中学校の体育館での記念コンサートのほ

か、市民参加のステージイベントなどのアトラクションを盛り込んだ10周年記念式典などを計画しており、現在、実施に向けた取組を進めているところです。

また、協働のまちづくりを推進するため、平成25年8月に発足しました宮若市第4期「まちづくり委員会」においては、「宮若市合併10周年記念事業の企画・実施について」をテーマに、一年余りに渡って協議を行い、提言をもらいました市民参加型のイベント等については、関係所管課との協議を行いながら、他の事業同様、実施に向けて取組みたいと考えています。

小中一貫教育について。



安永 友則

を設置して、本年度中に学校運営方針やカリキュラム等を作成し、平成28年4月の開校に向けて、来年度より一部を試行的に実施するようにしています。

問 スケジュール的に当初計画より遅れているが、西中、若宮小一貫教育校は、平成28年4月に開校できるのか。

答 市長

本工事の工期については、平成26年11月22日から平成28年3月24日までとなっています。

1回目の入札が不成立となったこと等から、当初計画より遅れが生じていますが、標準工期である15箇月は確保できており、工期内に工事が完了するように、現在着上しています。

また、小中一貫教育の内容については、教職員で組織した「小中一貫教育校準備委員会」

る等の問題に対応するためです。そこで、小1から小4までを「前期」として基礎学力の定着に力を入れる、小5から中1までを「中期」として自分の力で学ぶことに力を入れる、中2・中3を「後期」として、より高い目標を持ち、努力する態度を育てる等の重点化した教育活動を行っていきます。

問 6・3制を4・3・2制の区分にした理由、メリット、問題点等について。

答 市長

基本的には現行の6・3制の学習指導要領の枠組みに基づいた教育課程を編成し、指導の際には、4・3・2の区分に重点をおいて指導を進めるといいます。

それは、子どもの身の発達、最近、2年程度早くなっていることや、認識・思考の発達段階が小4と小5で大きく変わること、また、中1になると、いじめや不登校が増加す

市議会を傍聴してみませんか。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://kaigidb.city.miyawaka.lg.jp/dsweb.exe/>

次回の定例会は 3月2日(月) 開会予定です。 皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程につきましては、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び若宮総合支所に掲示します。

※小さなお子さんをお連れの方は議事堂への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

編集後記

平成27年もひと月が過ぎようとしています。平成26年はどんな年でしたか。昨年、プロテニスプレイヤー錦織選手の世界での活躍や冬季五輪フィギュアスケートやスキージャンプでのメダル獲得、ノーベル物理学賞の赤崎氏、天野氏、中村氏の受賞など、世界で日本人が活躍した年でした。12月議会では、宮若市にゆかりのあるスーパーマーケット経営者が、ショッピングセンター跡地を購入し、店舗を建設するということが議案が提出されました。新聞にもさまざまな記事が載りましたが、議案は可決されました。

世界で活躍する日本人に負けないように地元ゆかりのある方々ますますの活躍を期待するばかりです。今後は、一日も早い開業を心から望んでいます。

神谷 喜久雄

議会広報調査特別委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 安河英幸 |
| 副委員長 | 茅野勝 |
| 委員 | 川口誠 |
| 委員 | 神谷喜久雄 |
| 委員 | 萩本広房 |
| 委員 | 染矢正次 |
| 委員 | 吉崎順一 |